

# 伊 勢 市 公 報

第 106 号  
平成 22 年 4 月 5 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例	3
○ 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市職員給与条例及び伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	9
○ 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	14
○ 伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例	18
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	20
○ 伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例	24
○ 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	26
○ 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例	28
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	30
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	33
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	35
<b>規 則</b>	
○ 小俣保健センター条例施行規則の一部を改正する規則	38
○ 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則	40
○ 伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則	42
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	44
○ 伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則	46
○ 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	48
○ 伊勢市職員の時間外勤務手当の支給割合に関する規則及び伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	50
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	57
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市地籍調査作業規程	59
○ 伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程	61
○ 伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する規程	64
○ 臨時的任用職員の取扱いに関する規程の一部を改正する規程	75
<b>教育委員会訓令</b>	
○ 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	78
<b>告 示</b>	
○ 一般廃棄物処理計画の策定について	80
○ 財産区議会招集告示	81
○ 地縁団体「有滝町会」の代表者変更に伴う告示について	82
○ 平成 22 年度分固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	83
○ 平成 22 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	84
○ 三重県伊勢志摩地区市町村圏協議会の廃止について	85
○ 人事行政の運営等の状況について	86

**上下水道告示**

- 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について 102
- 流域関連公共下水道の供用開始について 103
- 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について 104
- 宮川下水道事業計画の縦覧について 105
- 流域関連伊勢市公共下水道事業計画の縦覧について 106
- 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について 107
- 伊勢市指定給水装置工事事業者変更届け 108

**公 告**

- パブコメ結果（伊勢市ごみ処理基本計画）の結果公表 109
- 農用地利用集積計画 110
- 犬の抑留について 111
- 農用地利用集積計画 112

**公 表**

- 平成 21 年度定期監査、随時監査及び財政援助団体等に対する監査結果の公表について 113

伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 1 号

### 伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例

伊勢市行政組織条例（平成 18 年伊勢市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「及び室」を「、局及び室」に改め、同条中「及び室」を「、局及び室」に、「財務政策部」を「情報戦略局」に改める。

第 3 条中「及び室」を「、局及び室」に改め、同条総務部の項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号から第 14 号までを 3 号ずつ繰り上げ、第 15 号を第 13 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(12) 税の賦課及び徴収に関すること。

第 3 条財務政策部の項を次のように改める。

#### 情報戦略局

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 儀式に関すること。
- (3) 情報の収集及び発信に関すること。
- (4) 行財政改革の推進に関すること。
- (5) 統計調査に関すること。
- (6) 行政経営に関すること。
- (7) 財政に関すること。
- (8) 行政の広報及び広聴に関すること。

第 3 条産業観光部の項第 10 号を削り、同条都市整備部の項第 7 号中「及び横輪川」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(8) 交通施策に関すること。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(伊勢市行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

- 2 伊勢市行政改革推進委員会設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「財務政策部行政経営課」を「情報戦略局情報調査室」に改める。

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成 22 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 2 号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「101 万 3,000 円」を「101 万円」に改め、同条第 2 号中「78 万 5,000 円」を「78 万 3,000 円」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

12 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(平成 22 年伊勢市条例第 2 号。以下「平成 22 年改正条例」という。)の施行の日に現に在任する市長及び副市長の平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの間に支給する給料の額は、第 1 条の規定にかかわらず、同条に規定する給料の月額から次に掲げる額を減じた額とする。

(1) 市長 給料の月額の 100 分の 10 に相当する額

(2) 副市長 給料の月額の 100 分の 7 に相当する額

13 平成 22 年改正条例の施行の日に現に在任する市長及び副市長の平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの間に支給する期末手当及び退職手当の額については、第 3 条第 2 項及び第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、同項中「給料月額」とあるのは「附則第 12 項の規定による給料の月額」と読み替えて適用する。

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「56 万 7,000 円」を「56 万 6,000 円」に、「50 万 9,000 円」

を「50万8,000円」に、「45万1,000円」を「45万円」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「68万3,000円」を「68万1,000円」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条例第123号)の一部を次のように改正する。

第3条中「68万3,000円」を「68万1,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

伊勢市職員給与条例及び伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 3 号

伊勢市職員給与条例及び伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条に次の 3 項を加える。

- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項（第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 35 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 35 条に規定す

る勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第31条第1項中「勤務しないときは」の次に「、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第8条の2 任命権者は、伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。)第14条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項において「勤務日等」という。)(第

10 条第 1 項に規定する休日及び代休日を除く。) に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第 10 条第 1 項中「第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「(休日)」を「(第 8 条の 2 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第 15 条第 3 項中「伊勢市職員給与条例(平成 17 年伊勢市条例第 42 号)」を「給与条例」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条の表第 14 条第 1 項の項の次に次のように加える。

第14条第 4 項	第 2 項	伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢市条例第29号。以下「育児休業条例」という。) 第17条
第14条第 5 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第17条の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第35

		<p>条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする</p>
--	--	--

第20条の表第14条第1項の項中「勤務時間当たり」を「勤務1時間当たり」に改め、同項の次に次のように加える。

第14条第4項	第2項	伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号。以下「育児休業条例」という。）第20条
第14条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第20条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 4 号

### 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（地域手当に関する特例措置）

12 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、第 11 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 4」とあるのは、「0」とする。

### 附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 5 号

### 伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例

伊勢市特別会計条例（平成 17 年伊勢市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正前の伊勢市特別会計条例第 1 条第 6 号に規定するまちなみ保全事業特別会計（以下「改正前の特別会計」という。）の平成 21 年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際改正前の特別会計に属する権利及び義務は、平成 21 年度の収入及び支出に係るもので同年度の出納の閉鎖の際にまちなみ保全事業特別会計に属するものにあつてはその出納の閉鎖の際に、その他のものにあつてはこの条例の施行の際に、それぞれ一般会計に帰属するものとする。

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 6 号

### 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

伊勢市体育施設条例（平成 17 年伊勢市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場の項の次に次のように加える。

伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	伊勢市朝熊町 3477 番地 2
--------------------	------------------

別表中 19 の表を 20 の表とし、8 の表から 18 の表までを 1 表ずつ繰り下げ、7 の表の次に次の 1 表を加える。

8 伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場 無料

#### 附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第7号

### 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「山林所得金額の合計額から同条」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第22条において「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条例適用利子等の額及び同条第12項に規定する条例適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額

から地方税法第314条の2」に、「山林所得金額の合計額（」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（」に改め、同条第2項中「又は山林所得金額」を「若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額」に改める。

第22条第1項第1号中「山林所得金額の算定」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定」に、「山林所得金額の合算額」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額」に改め、同項第2号及び第3号中「山林所得金額」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」に改める。

附則第5条から第9条までを削り、附則第10条を附則第5条とし、附則第11条及び第12条を削り、附則第13条を附則第6条とし、附則第14条を附則第7条とし、附則に次の1条を加える。

（平成22年度以降の保険料の減免の特例）

第8条 当分の間、平成22年度以降の第28条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年

を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 8 号

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例

伊勢市上水道給水条例（平成 17 年伊勢市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「1,290 円」を「1,070 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第9号

### 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第37条の2の次に次の1条を加える。

（個室型店舗の避難管理）

第37条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際、現に存する個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、この条例による改正後の伊勢市火災予防条例第37条の3の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成23年3月31日までの間は、適用しない。

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第10号

### 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成17年伊勢市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務政策委員会の項中「財務政策部」を「情報戦略局」に改める。

### 附 則

この条例は、伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例（平成22年伊勢市条例第1号）の施行の日（平成22年4月1日）から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 11 号

### 伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 44 条第 2 項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第 3 項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第 47 条の 2 第 1 項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢 65 歳以上の者である場合における前 2 項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第 45 条第 1 項中「前条第 4 項」を「前条第 5 項」に改める。

第 48 条第 6 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 5」を「第 2 条第 12 号の 7 の 7」に改める。

附則第 15 条を削り、附則第 15 条の 2 を附則第 15 条とする。

附則第 20 条の 4 第 1 項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項第 3 号、同条第 3 項及び同条第 5 項第 3 号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 6 項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第 20 条の 5 第 1 項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 20 条の 4 及び附則第 20 条の 5 第 1 項の改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の伊勢市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 22 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 21 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成 22 年度分の個人の市民税についての新条例第 44 条第 2 項(同条第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定の適用については、同条第 2 項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成 22 年 4 月 30 日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 12 号

### 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成 17 年伊勢市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「第 2 項、第 13 項、第 28 項、第 29 項、第 33 項、第 36 項、第 37 項、第 39 項、第 40 項、第 42 項から第 45 項まで、第 47 項、第 49 項から第 55 項まで若しくは第 57 項」を「第 1 項、第 9 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項、第 31 項、第 33 項から第 36 項まで、第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項若しくは第 46 項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、平成 22 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 21 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第13号

### 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第18条中「47万円」を「50万円」に改める。

第18条の10中「12万円」を「13万円」に改める。

第21条第1項中「、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった」の次に「、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった」を加え、「増加又は」を「増加若しくは」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を、「なくなった日」の次に「又は特別対象被保険者等となった日」を加える。

第22条第1項各号列記以外の部分中「47万円」を「50万円」に改め、同条第3項中「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改め、同条第4項中「47万円」を「50万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

#### （特例対象被保険者等の特例）

第22条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（

特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

第29条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第29条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊勢市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

伊勢市規則第 6 号

伊勢市小俣保健センター条例施行規則の一部を改正する規則  
伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 107 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

(小俣保健センター長の職務)

第 3 条 小俣保健センター長は、小俣保健センター事務所に勤務する職員  
の管理を行う。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市小俣保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成 22 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成 22 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 7 号

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 31 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の部中「部長」を「部長、局長」に、「福祉健康センター長、次長」を「次長」に改め、同表消防本部及び消防署の部に次のように加える。

副参事及び消防副署長	40,000 円
------------	----------

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 8 号

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 105 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「170,750 円」を「17 万 250 円」に改める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第9号

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成17年伊勢市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号の表に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から3級までの各級
--------	-------------

第14条第1項第2号の表に次のように加える。

肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
--------	------------------

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 10 号

伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市消防本部に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

消防課	消防係、通信指令第 1 係、通信指令第 2 係
-----	-------------------------

を

消防課	消防係、企画・消防団係
通信指令課	通信指令第 1 係、通信指令第 2 係

に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正す

る規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 11 号

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 号中「100 分の 190」を「100 分の 180」に改め、同条第 2 号中「100 分の 75」を「100 分の 70」に、「100 分の 95」を「100 分の 90」に改める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の時間外勤務手当の支給割合に関する規則及び伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 12 号

伊勢市職員の時間外勤務手当の支給割合に関する規則及び伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則  
(伊勢市職員の時間外勤務手当の支給割合に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の時間外勤務手当の支給割合に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 14 条第 1 項」を「第 14 条」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 条例第 14 条第 3 項に掲げる勤務 100 分の 35

第 3 条第 1 号ア中「平成 17 年条例第 28 号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第 4 条を次のように改める。

(条例第 14 条第 4 項の規則で定める勤務)

第 4 条 条例第 14 条第 4 項の規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間（勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（市長が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（伊勢市職員の時間外勤務手当の支給割合に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 33 号。以下「勤務時間規則」という。）第 4 条第 2 項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他市長が定める職員を除く。）次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第4条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して市長が定める日

第4条の次に次の1条を加える。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、時間外勤務手当に関し必要な事項は、別に定める。

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成17年伊勢市規則第20号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限(第11条の2―第11条の10)」を  
「第4章 育児又は介護を行う  
第4章の2 時間外勤務代休

職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限(第11条の2―第11条の10)に  
時間(第11条の11)」

改める。

第4条第2項中「第12条第1項において」を「以下」に改める。

第11条の2から第11条の3までの規定中「第8条の2第1項」を「第8条の3第1項」に改める。

第11条の5中「第8条の2第3項」を「第8条の3第3項」に改める。

第11条の6中「第8条の2第2項」を「第8条の3第2項」に改める。

第11条の7第1項から第3項までの規定中「第8条の2第2項」を「第8条の3第2項」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 時間外勤務代休時間

(時間外勤務代休時間の指定)

第11条の11 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、給与条例第14条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月

(次項において「60 時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする 2 月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第 10 条第 1 項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第 4 項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る 60 時間超過月における給与条例第 14 条第 4 項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第 6 項において「60 時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 給与条例第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。)及び条例第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間(次号に掲げる時間並びに給与条例第 14 条第 3 項及び第 4 項の規則で定める時間を除く。) 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 25 を乗じて得た時間数
- (2) 伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成 17 伊勢市条例第 29 号)第 17 条又は第 20 条の規定により読み替えられた給与条例第 14 条第 1 項ただし書又は同条第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 50 を乗じて得た時間数
- (3) 給与条例第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 15 を乗じて得た時間数

- 3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。
- 4 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 6 任命権者は、条例第8条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。
- 7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第12条第1項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第17条第1項第14号中「週休日」の次に「、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加える。

第 27 条の見出し中「及び第 5 章」を「、第 4 章の 2 及び第 5 章」に改め、同条中「及び」を「、第 11 条の 11 第 1 項及び第 3 項並びに」に改め、「休息时间」を削り、「休憩時間」の次に「、時間外勤務代休時間の指定」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(伊勢市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

- 2 伊勢市職員の給与の支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「伊勢市条例第 28 号」を「伊勢市条例第 28 号。以下「勤務時間条例」という。」に改める。第 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 職員が勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 22 年 3 月 30 日

伊勢市教育委員会

委員長

伊勢市教育委員会規則第 5 号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設条例施行規則(平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 34 号)  
の一部を次のように改正する。

別表第 2 の伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場の項の次に次のように  
加える。

伊勢市朝熊山麓公園 グラウンドゴルフ場	年間	午前 9 時から 午後 6 時まで	12 月 29 日から 翌年 1 月 3 日まで
------------------------	----	----------------------	-----------------------------

別表第 3 の伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場の項の次に次のように  
加える。

伊勢市朝熊山麓公園 グラウンドゴルフ場	使用する日の属する月の前月の初日から当日 までの期間
------------------------	-------------------------------

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市地籍調査作業規程を次のように定める。

平成 22 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第1号

### 伊勢市地籍調査作業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づき、本市が行う地籍調査に関する作業方法について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 地籍調査の実施に当たっては、法第3条第2項で定める地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）及び地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）を準用する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 22 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第 2 号

### 伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程

伊勢市文書管理規程（平成 17 年伊勢市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「部（合併調整室を含む。）及び」を「部及び局並びに」に改め、同条第 22 号を次のように改める。

(22) 文書分類表 事務及び事業の性質、内容等に応じた系統的な文書の分類の基準を定めたものをいう。

第 37 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による保管期間及び保存期間の基準については、法令等で定められているものを除き、文書保管期間・保存期間基準表（別表第 2）のとおりとする。

第 44 条中「ものについて」の次に「、第 37 条第 2 項の規定にかかわらず」を加え、ただし書きを削る。

第 45 条中「文書名称、保管期間、保存期間等」を「内容」に改める。

別表秘の項及び広の項を削り、同表課の項中「財務政策部課税課」を「総務部課税課」に改め、同表収の項中「財務政策部収税課」を「総務部収税課」に改め、収の項の次に次のように加える。

秘	情報戦略局秘書課
情	情報戦略局情報調査室

別表行の項中「財務政策部行政経営課」を「情報戦略局行政経営課」に改め、同項の次に次のように加える。

広	情報戦略局広報広聴課
---	------------

別表定の項及び交の項を削り、都計の項の次に次のように加える。

交	都市整備部交通政策課
---	------------

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 22 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第3号

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する規程

(伊勢市経営戦略会議規程の一部改正)

第1条 伊勢市経営戦略会議規程(平成17年伊勢市訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「財務政策部長」を「情報戦略局長」に改める。

第5条中「財務政策部長」を「情報戦略局長」に改める。

第7条中「財務政策部」を「情報戦略局」に改める。

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第2条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「係長」を「係長等」に改める。

別表第1の1の表15の項中「財務政策部長」を「情報戦略局長」に改める。

別表第1の3の表5の項中「1件100万円超(総合支所長は1件30万円超)」を「予算の目間の流用」に、「1件100万円以下(総合支所の課長は1件30万円以下)」を「予算の節間の流用」に改め、同表11の款(2)の項中「ただし、総合支所が発注する130万円以下については除く。」を削り、「財務政策部長」を「情報戦略局長」に改め、同表13の項中「管財契約課長・行政経営課長」を「管財契約課長、行政経営課長」に、「財務政策部長・総務部長」を「情報戦略局長、総務部長」に改める。

別表第1の4の表3の項、4の項及び7の項中「財務政策部長」を「情報戦略局長」に改める。

別表第2の2の表中(1)の表を削り、(2)の表を(1)の表とし、(3)の表

を削り、(4)の表を(2)の表とし、(5)の表を(3)の表とし、(6)の表を(4)の表とし、同表の次に次の2表を加える。

(5) 課税課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 市税(県民税を含む。以下同じ。)の賦課及び更正				○	
2 市税の調定				○	
3 市税の減免及び延納の決定	基準の明確でないもの又は異例なもの			基準の明確なもの又は裁量の余地のないもの	
4 市税の非課税の認定				○	
5 市税の課税対象の異動処理及び調査				○	
6 市税の申告及び申請の処理				○	
7 市民税及び県民税の特別徴収義務者の指定				○	

8 納税管理人の届出の受理及び処理				○	
9 相続による納税義務の継承の認定				○	
10 市税の賦課についての通知書の発行				○	
11 納税通知書の発行及び公示送達				○	
12 税務標識の交付				○	
13 自動車の臨時運行許可				○	
14 固定資産の評価	○				
15 固定資産税の不均一課税の決定				○	
16 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。				○	

(6) 収税課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 納税の指導及び相談に関すること。				○	
2 市税等の督促状又は催告書の発行				○	
3 市税等の徴収についての通知書の発行及び公示				○	

送達					
4 市税等の徴収猶予の決定				○	
5 市税等の過誤納金の還付及び充当				○	
6 市税等の徴収の嘱託及び受託				○	
7 市税等の納付又は納入の委託				○	
8 延滞金及び加算金の徴収				○	
9 滞納金の徴収				○	
10 市税等に関する付帯金の減免の決定				○	
11 市税等の滞納に係る調査又は検査				○	
12 市税等の滞納処分(公売を除く。)及びこれに伴う登記又は登録に関すること。				○	
13 市税等の交付要求				○	
14 市税等の滞納処分の停止及び不納欠損処分			10,000円以上	10,000円未満	
15 差押物件の管理				○	

16 差押物件の換価処分				○	
--------------	--	--	--	---	--

別表第2の3中「財務政策部」を「情報戦略局」に改め、(1)の表及び(2)の表を次のように改める。

(1) 秘書課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	局長	課長	
1 名誉市民に関すること。	○				

(2) 情報調査室

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	局長	室長	
1 情報法の収集及び発信に関すること	特に重要	重要	軽易	定例 軽易	
2 行財政改革に関する基本的な処理	特に重要	重要	軽易	定例 軽易	
3 行財政改革の進行管理		重要	軽易	定例 軽易	
4 基幹統計及び各種統計調査の計画及び実施				○	
5 統計資料の収集整理及び報告				○	
6 統計調査区の設定及び変更				○	
7 統計調査員の推薦				○	
8 市勢要覧等の編集発行及び配布			○		

別表第2の3の(3)の表中「部長」を「局長」に改め、3の項及び4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項を4の項とし、7の項を5の項とし、6の項から30の項までを2項ずつ繰り上げ、31の項から35の項までを削る。

別表第2の3に次の1表を加える。

(4) 広報広聴課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	局長	課長	
1 広報紙の編集発行			○		市長検閲
2 広報番組の制作			重要	軽易	
3 ホームページの運用				○	
4 報道機関との連絡調整				○	
5 市民相談の計画及び実施				○	
6 請願、陳情及び要望の受付及び連絡調整			○		主管課に直接提出されたものを除く。
7 広報広聴連絡会議の開催				○	

別表第2の4の(2)の表10の項中「児童手当」を「子ども手当」に改め

る。

別表第2の4中(4)の表を削り、(5)の表を(4)の表とし、(6)の表を(5)の表とする。

別表第2の5の(4)の表1の項中「援護物品」を「援護物品又は支援物品」に改め、同表7の項及び8の項中「保護」を「保護又は支援」に改め、同表9の項から12の項まで中「被保護者」を「被保護者又は被支援者」に改め、同表13の項中「医療扶助」を「医療扶助又は医療支援給付」に改める。

別表第2の5の(5)の表9の項中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

別表第2の6の(6)の表を削る。

別表第2の7の(1)の表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とする。

別表第2の7の(2)の表8の項を次のように改める。

8 都市計画法の規定による公共施設の引継ぎの申し出				○	
---------------------------	--	--	--	---	--

別表第2の7の(2)の表中9の項及び10の項を削り、11の項を9の項とし、12の項から14の項までを2項ずつ繰り上げ、15の項を削り、16の項を13の項とし、17の項を14の項とし、18の項を削り、19の項を15の項とし、20の項を削り、21の項を16の項とする。

別表第2の7の(6)の表中17の項から19の項までを削り、同表を別表第2の7の(7)の表とする。

別表第2の7の(5)の表に次のように加え、同表を別表第2の7の(6)の表とする。

9 地籍調査に関する 事務処理				○	
--------------------	--	--	--	---	--

別表第2の7の(4)の表に次のように加え、同表を別表第2の7の(5)の表とする。

21 都市計画法の規定 による公共施設の引継 検査			○		
22 都市計画法の規定 による公共施設の管理 引継			○		
23 都市計画法の規定 による公共施設用地の 帰属			○		

別表第2の7中(3)の表を(4)の表とし、同表の前に次の1表を加える。

(4) 交通政策課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 総合交通体系に関 すること。	特に重要	重要	軽易	定例的 かつ軽 易	
2 地域交通対策に関 すること。	特に重要	重要	軽易	定例的 かつ軽 易	
3 コミュニティバス 等バス運行に関する	特に重要	重要	軽易	定例的 かつ軽	

こと。				易	
4 海上アクセスに関する こと。	特に重要	重要	軽易	定例的 かつ軽 易	
5 交通安全対策の計 画、実施及び調整	○				財 務 政 策 部 長、 行 政 経 営 課 長 合 議
6 交通調査の実施	特に重要	重要	軽易	定例的 かつ軽 易	
7 交通関係団体及び 機関との連絡調整			重要	軽易	
8 駐輪場の設置及び 管理			重要	軽易	
9 交通安全に係る意 識啓発	特に重要	重要	軽易	定例的 かつ軽 易	
10 交通災害共済事務 に関すること。			2 等級 以上	3 等級 以下	

(伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部改正)

第3条 伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程(平成17年伊勢市訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「9人」を「10人」に改め、同条第2項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 総務課長

第4条第2項中「財務政策部長」を「総務部長」に改める。

第7条中「財務政策部」を「総務部」に改める。

(伊勢市契約審査委員会規程の一部改正)

第4条 伊勢市契約審査委員会規程(平成17年伊勢市訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第4条中「財務政策部長」を「情報戦略局長」に改める。

(伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程の一部改正)

第5条 伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程(平成17年伊勢市訓令第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、財務政策部長、総務部長」を「、総務部長、情報戦略局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

臨時的任用職員の取扱いに関する規程の一部を改正する規程を次のよう

に定める。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第4号

臨時的任用職員の取扱いに関する規程の一部を改正する規程

臨時的任用職員の取扱いに関する規程（平成17年伊勢市訓令第9号）を次のように改正する。

第9条に次の1号を加える。

- (3) 臨時職員の親族(別表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、臨時職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	5日(臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)
孫	5日
兄弟姉妹	5日
おじ又はおば	3日(臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	5日(臨時職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)

子の配偶者又は配偶者の子	3日(臨時職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	2日(臨時職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	3日(臨時職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)
おじ又はおばの配偶者又は配偶者のおじおば	1日

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を  
次のように定める。

平成 22 年 3 月 17 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本 國孝

## 伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する  
規程

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程（平成20年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 13 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市一般廃棄物処理計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 22 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市告示第 14 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 22 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 22 年 3 月 26 日（金）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号  
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件  
議案第 1 号 平成 22 年度伊勢市岡本町財産区予算  
議案第 2 号 平成 21 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）

## 伊勢市告示第 15 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 22 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 藤 栄  
伊勢市有滝町 1988 番地

変更後 三 輪 光 一  
伊勢市有滝町 2759 番地

### 2 その他

平成 21 年 2 月 8 日付けで中村肇/伊勢市有滝町 258 番地に、代表者の氏名及び住所が変更していた旨の届出がありました。

伊勢市告示第 16 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 22 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 22 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市告示第 17 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 22 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成 22 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 縦覧期間

平成 22 年 4 月 1 日（木）から 4 月 30 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。  
ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。

### 2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第18号

三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会の廃止について

平成22年3月31日をもって三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会を廃止する。

平成22年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 19 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 216 号) 第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 22 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

# 平成21年度伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

目次	1
1 定数の適正化の状況	2
2 職員の任免及び職員数に関する状況	2 ~ 3
(1) 職員採用状況（H20.4.2～H21.3.31）（H21.4.1）	
(2) 職員退職状況	
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由	
(4) 年齢別職員構成の状況	
(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況	
3 職員の給与の状況	4 ~ 13
(1) 人件費の状況	
(2) 職員給与費の状況	
(3) ラスパイレス指数の状況	
(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	
(5) 職員の初任給の状況	
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
(7) 一般行政職の級別職員数の状況	
(8) 職員の手当の状況	
(9) 特別職の報酬等の状況	
(10) 公営企業職員の状況	
( ) 水道事業	
( ) 下水道事業	
( ) 病院事業	
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	14
(1) 勤務時間	
(2) 休暇制度	
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	14
(1) 分限処分の状況	
(2) 懲戒処分の状況	
6 職員のサービスの状況	14
7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	15
(1) 研修実施状況	
(2) 職員の勤務評定の実施状況	
8 職員の福祉及び利益の保護の状況	15
(1) 健康に関すること	
(2) その他の福利厚生	
9 公平委員会の報告	15

## 1 定員の適正化の状況

市では、「最小の職員数で、最大の効果をあげる」ことを目的に、定員管理の取り組みを進めています。

これは、職員の総定員を最小限に抑え、部門ごとに適切な職員を配置することで、住民負担を抑制しながら、貴重な人材を活用するものです。

定員の適正化については、これまでも計画的に取り組んできましたが、平成20年度、新たに「伊勢市定員管理計画」を策定し、総職員数の削減に取り組んでいます。

計画では、平成20年度以降の5年間で、職員165人の削減を目標としています。

なお、平成20年4月1日～平成21年4月1日に、事務事業の統合や整理などを行った結果、49人を削減しました。

## 2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用状況(平成20年度中途採用者数)

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	0	0	0
教 育	0	0	0
病 院	5	5	10
消 防	0	0	0
合 計	5	5	10

(平成21年4月1日採用者数)

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	26	1	27
教 育	0	4	4
病 院	6	5	11
消 防	9	0	9
合 計	41	10	51

(2) 職員退職状況(平成20年度退職者数)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
一般行政など	32	18	10	60
教 育	6	0	5	11
病 院	3	11	18	32
消 防	5	1	1	7
合 計	46	30	34	110

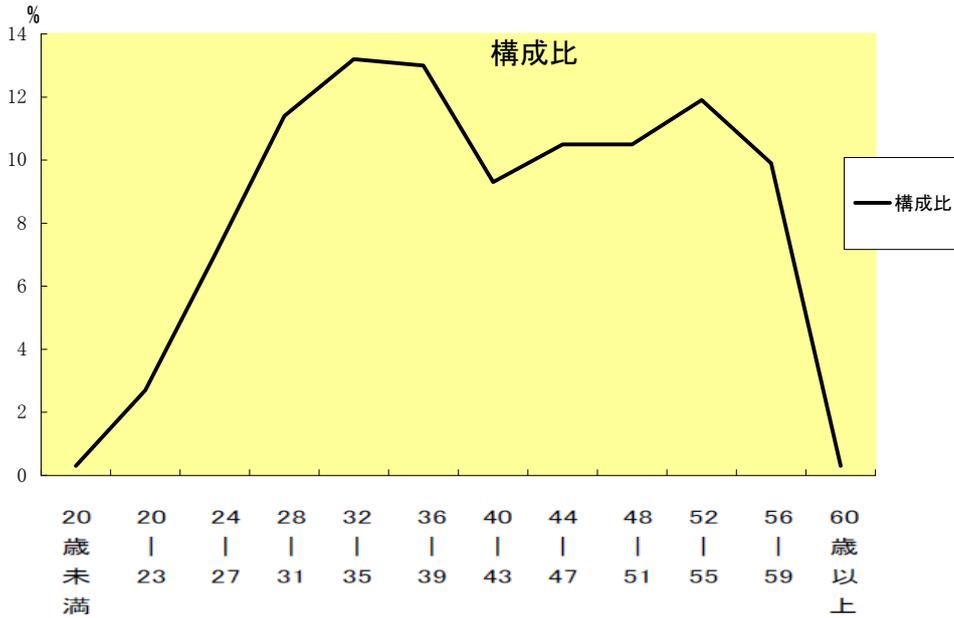
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成20年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	8	-1	・機構改革による組織の見直し ・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制 など定員適正化による減
	総 務	171	176	-5	
	税 務	52	53	-1	
	民 生	212	220	-8	
	衛 生	137	154	-17	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	24	26	-2	
小 計	740	777	-37		
特 別 行 部 政 門	教 育	149	151	-2	
	消 防	185	184	1	
	小 計	334	335	-1	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	351	363	-12	・看護師の退職による減
	水 道	38	37	1	
	下 水 道	39	39	0	
	そ の 他	47	47	0	
	小 計	475	486	-11	
合 計	1,549	1,598	-49		

(注)1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の数を含まれていません。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成21年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	42人	108人	177人	204人	201人	145人	163人	163人	184人	154人	4人	1,549人

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
1,713人	1,531人	182人	10.6%

(注) 国の定める期間における数値目標です。

(参考) 伊勢市定員管理計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成20年4月1日	平成25年4月1日	165人の減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	17年～21年	(参考) 数値目標	
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計		
一般行政	職員数	845	814	804	777	740	—	1,531	
	増減		-31	-10	-27	-37	-105		
教育	職員数	181	169	154	151	149	—		
	増減		-12	-15	-3	-2	-32		
消防	職員数	172	172	172	184	185	—		
	増減		0	0	12	1	13		
公営企業等会計	職員数	515	519	487	486	475	—		
	増減		4	-32	-1	-11	-40		
計	職員数	1,713	1,674	1,617	1,598	1,549	—		1,531
	増減		-39	-57	-19	-49	-164(90.1%)		182

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間で。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(平成21年3月31日)	A	B	B/A	平成19年度人件費率
20年度	人 133,544	千円 40,154,003	千円 9,828,528	% 24.5	% 22.0

#### (2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
20年度	人 1,110	千円 4,280,337	千円 626,818	千円 1,746,546	千円 6,653,701	千円 5,994

- (注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。  
2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	伊勢市	類似団体平均	全国市平均
ラスパイレス指数	99.4	100.1	98.4

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 ラスパイレス指数は、国家公務員と学歴別、経験年数別に比較した数値です。

#### (4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成21年4月1日現在）

##### 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	40.9 歳	322,448 円	385,704 円	345,078 円
三重県	42.8 歳	353,145 円	456,376 円	円
国	41.5 歳	325,521 円	—	391,770 円
類似団体	44.1 歳	349,014 円	443,398 円	406,078 円

##### 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.0	188人	336,014円	361,766円	346,313円
うち用務員	53.1	26人	365,715円	385,808円	379,708円
うち清掃職員	46.3	82人	334,670円	373,022円	349,465円
うち学校給食調理員	48.8	41人	328,412円	334,915円	330,561円
三重県	46.6		340,797円	395,490円	
国	49.2	4,429人	285,548円	—	322,737円
類似団体	46.5	80人	334,795円	395,591円	377,965円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。  
3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。  
4 三重県の職員数及び平均給与月額（国ベース）については、平成22年3月31日現在、未公表です。三重県から公表され次第、掲載します。

### 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組みについて

○給料等の公表
・ 技能労務職員の給料等を、細分化した職種別に公表する。
・ 三重県・国・類似団体と比較し、公表する。
○給料表の適用
平成18年7月より、技能労務職給料表（国・行政職二表）を導入し、給料表の運用の適正化に努めた。
○人員について
平成15年度より新規職員の採用を控えており、業務委託や指定管理者制度なども含め、人員の適正化に努める。

（参考：民間データ）

職 種	平均年齢	平均給与月額	
廃棄物処理 業務従業員	44.2	299,900円	※民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータです。 ※数値については平成18年～20年の3ヶ年平均です。
調理士	41.3	260,500円	※平均給与月額等について、民間データはパート・アルバイト労働者を含んでいます。
用務員	54.5	214,000円	※業務内容・雇用形態(年数)等において完全に一致するものではありません。

### (5) 職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	178,800 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高 校 卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,700 円	144,500 円	—
消 防 職	大 学 卒	191,600 円	—	—
	高 校 卒	161,600 円	—	—

### (6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	265,626 円	305,960 円	353,917 円
	高 校 卒	225,800 円	271,983 円	310,222 円

### (7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職 員	19 人	3.7 %
2 級	職 員	59 人	11.4 %
3 級	職 員	205 人	39.4 %
4 級	係 長	106 人	20.4 %
5 級	課長補佐	47 人	9.0 %
6 級	課 長	62 人	11.9 %
7 級	部 長	22 人	4.2 %
合 計		520 人	100.0 %

（注）1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

**(8)職員の手当の状況(一般会計)**

**期末手当・勤勉手当**

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,573 千円	1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,882 千円	1人当たり平均支給額(平成20年度) — 千円
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) 支給割合は平成21年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評価を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

**退職手当(平成21年4月1日現在)**

伊勢市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) 1人当たり平均支給額(自己都合) 1,929千円 (勤奨・定年) 24,883千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成20年度の状況を掲載しています。

**特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)**

支給実績(平成20年度決算)	28,052 千円		
支給職員1人あたり平均支給年額(平成20年度決算)	46,367 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)	44.3 %		
手当の種類(手当数)	9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	課税・収税・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
心身障害児通園施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	産業支援課職員 維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円

変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00～5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の召集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の召集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

#### 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	219,758 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	218 千円

#### その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族1人 6,500円</li> <li>配偶者のない場合の1人目 11,000円</li> <li>16～22歳の子、孫に対し 5,000円加算</li> </ul>	同じ		126,623 千円	249,749 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎借家・借間</li> <li>家賃12,000円以下 支給無し</li> <li>12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円)</li> <li>23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) ×1/2+11,000円</li> <li>55,000円以上 支給額 27,000円</li> </ul>	同じ		40,957 千円	79,221 円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎持家</li> <li>新築等5年未満 3,000円</li> <li>新築等5年以上 1,000円</li> </ul>	異なる	国(持家)新築等5年未満 … 2,500円		
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)	同じ		58,827 千円	64,012 円
	交通用具(自転車等)利用者 2km未満 支給無し 2～3km未満 2,500円 3～4km未満 3,500円 4～5km未満 4,300円 5～6km未満 4,600円 6～7km未満 4,900円 7～8km未満 5,200円 8～10km未満 5,500円 10～15km未満 7,000円 15～20km未満 7,900円 20～25km未満 8,800円 25～30km未満 9,700円 30～35km未満 10,600円 35～40km未満 11,500円 40～45km未満 12,400円 45～50km未満 13,300円 50～55km未満 14,200円 55～60km未満 15,100円 60km以上 16,000円	異なる	交通用具利用者 2km未満 …支給無し 2～5km未満 …2,000円 5～10km未満 …4,100円 10～15km未満 …6,500円 15～20km未満 …8,900円 20～25km未満 …11,300円 25～30km未満 …13,700円 30～35km未満 …16,100円 35～40km未満 …18,500円 40～45km未満 …20,900円 45～50km未満 …21,800円 50～55km未満 …22,700円 55～60km未満 …23,600円 60km以上 …24,500円		

休日給	・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価× 135/100	同じ		60,186 千円	459,431 円
夜間勤務手当	・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価× 25/100	同じ		29,320 千円	198,105 円
管理職手当	・部長 月額 69,000円 ・次長・参事 月額 55,000円 ・課長 月額 49,000円 ・副参事 月額 40,000円	異なる	・給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円	61,473 千円	683,033 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 (6時間超の場合は 150/100を乗じる)	異なる	・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる)	1,622 千円	23,849 円

(9)特別職の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	1,013,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副 市 長	785,000 円	1,070,000 円 / 547,800 円
報酬	議 長	567,000 円	900,000 円 / 547,500 円
	副 議 長	509,000 円	760,000 円 / 420,100 円
	議 員	451,000 円	670,000 円 / 366,600 円
期末手当	市 長	(平成21年度支給割合) 4.05 月分	・役職加算 20%
	副 市 長	4.05 月分	・役職加算 20%
	議 長	(平成21年度支給割合) 3.05 月分	・役職加算 20%
退職手当	副 議 長	3.05 月分	・役職加算 20%
	議 員	3.05 月分	・役職加算 20%
	市 長	(算定方式) 450/100×在職年数×給料月額	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎

(注) 1 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、市長については35%、副市長については5%をそれぞれ上記給料月額から減額しています。

2 期末手当の支給割合は、平成21年度改定後の割合を表示しています。

(10) 公営企業職員の状況

( ) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 19年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
20年度	2,344,434	551,137	321,842	13.7	13.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
20年度	37人	161,500千円	20,777千円	67,118千円	249,395千円	6,740千円

(注) 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成21年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
伊勢市	47.6 歳	371,242 円	563,716 円
全国市町村平均	45.6 歳	370,362 円	564,094 円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成20年度の決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成20年度)				1人当たり平均支給額(平成20年度)			
1,814千円				1,573千円			
(平成21年度支給割合)				(平成21年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.75 月分	1.40 月分		計	2.75 月分	1.40 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) 支給割合は平成21年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当(平成21年4月1日現在)

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	退職者なし	1人当たり平均支給額	(自己都合)	1,929千円
	(勲奨・定年)	27,088千円		(勲奨・定年)	24,883千円

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成20年度の状況を掲載しています。

**ウ 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）**

支給実績(20年度決算)		882 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		58,827 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		40.5 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

**エ 時間外勤務手当**

支給実績(20年度決算)	8,253 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	236 千円

**オ その他の手当（平成21年4月1日現在）**

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			6,731 千円	240,393 円
住居手当	一般会計に同じ			631 千円	33,221 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,689 千円	74,699 円
管理職手当	一般会計に同じ			1,590 千円	636,000 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			0 千円	0 円

**( ) 下水道事業**

**職員給与費の状況**

**ア 決算**

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
20年度	2,002,230 千円	△39,258 千円	312,007 千円	15.6 %	16.0 %

区分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
20年度	39人	144,600千円	23,240千円	60,062千円	227,902千円	5,844千円

(注) 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

**職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成21年4月1日現在）**

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
伊勢市	37.0 歳	310,631 円	490,431 円
全国市町村平均	45.0 歳	369,682 円	565,255 円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成20年度決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

## 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(下水道事業)	伊勢市(一般会計)
1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,540千円	1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,573千円
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 計	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 計
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) 支給割合は平成21年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評価を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

### イ 退職手当(平成21年4月1日現在)

伊勢市(下水道事業)			伊勢市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	退職者なし	1人当たり平均支給額	(自己都合)	1,929千円
	(勸奨・定年)	24,560千円		(勸奨・定年)	24,883千円

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人あたりの平均支給額については平成20年度の状況を掲載しています。

### ウ 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)	32 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	5,400 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)	15.4 %		
手当の種類(手当数)	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	滞納整理業務を行った場合	日額 400円

### エ 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	10,550 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	297 千円

### オ その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			4,880 千円	221,818 円
住居手当	一般会計に同じ			2,202 千円	100,109 円
通勤手当	一般会計に同じ			3,046 千円	82,311 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,458 千円	702,286 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			72 千円	20,429 円

( ) 病院事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 19年度の総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
20年度	6,405,889	△ 584,766	3,702,935	57.8	55.0

イ 決算

区分	職員数	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
20年度	362人	1,426,518千円	520,133千円	597,042千円	2,543,693千円	7,027千円

(注) 1 職員手当には児童手当及び退職手当を含みません。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		平均年 齢	基本給	平均月収額
伊勢市	医 師	42.9 歳	543,028 円	1,252,290 円
	看護師	39.7 歳	303,133 円	471,590 円
	事務職	42.9 歳	362,571 円	554,728 円
全国市町村平均	医 師	43.5 歳	565,569 円	1,333,377 円
	看護師	37.7 歳	289,483 円	467,079 円
	事務職	44.1 歳	349,239 円	541,753 円

(注) 1 基本給は、給料月額、地域手当及び扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成20年度決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(病院事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成20年度)				1人当たり平均支給額(平成20年度)			
1,650千円				1,573千円			
(平成21年度支給割合)				(平成21年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.75 月分	1.40 月分		計	2.75 月分	1.40 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)				職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)			

(注) 支給割合は平成21年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当

伊 勢 市(病院事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		1,317千円	1人当たり平均支給額 (自己都合)		1,929千円
(勸奨・定年)		24,723千円	(勸奨・定年)		24,883千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した病院及び伊勢市全職種に支給された平均額を掲載しています。

ウ 地域手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)		35,847 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)		762,693 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医 師	14 %	47 人	3~18 %

(注) 上記支給実績等は平成20年度、支給対象等は平成21年度の状況です。

工 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給実績(20年度決算)		213,735 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算、医師・看護師含む)		590,426 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		14種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長 医療部長及び健診センター長 医長 副医長	月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学調査及び研究に従事する場合で大学卒業後2年を経過した者	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、2病棟又は産婦人科外来診療室に勤務する助産師及び人工透析室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師	臨床検査、手術、人工透析業務等に従事した場合	日額 400円
	看護補助者並びに健診センター室及び事務部に勤務する職員	看護補助、健診センター、事務部業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師及び診療放射線技師	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師及び准看護師	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 1,600円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 2,200円
待機手当	医師、医療技術職、看護師	救急患者等に対処するため、自宅待機をした場合	待機の時間が8時間未満 待機1回 600円 待機の時間が8時間以上 待機1回 1,200円
変則勤務手当	健診センター職員	人間ドック等に従事する職員で土曜日に当該業務に従事した場合	日額 300円
	手術室又は栄養管理課に勤務する職員	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当したとき	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事したとき	患者1人につき 3,000円
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けたとき	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事したとき	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	149,954 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	484 千円
支給実績(20年度決算)	139,774 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	403 千円

カ その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			28,147 千円	240,570 円
住居手当	一般会計に同じ			20,627 千円	152,787 円
通勤手当	一般会計に同じ			19,024 千円	62,577 円
管理職手当	一般会計に同じ (ただし、副院長は146,400円、医療部長及び健診センター長は90,000円)			14,563 千円	910,163 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ (ただし健診センターは1勤務 10,000円)			11 千円	700 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			26,332 千円	158,627 円
宿日直手当	医師 1回 平日20,000円 休日25,000円 月3回以上30,000円 その他 1回 5,900円	異	医師 1回 20,000円 その他 1回 5,900円	22,079 千円	302,439 円

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

##### (2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間で与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。

特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。

介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

#### 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況（平成20年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	19	19
教 育	0	0	3	3
合 計	0	0	22	22

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

##### (2) 懲戒処分の状況（平成20年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	0	0	2	0	2
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	0	2	0	2

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

#### 6 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷ついたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

## 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修実施状況（平成20年度）

#### 市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日(回)数
部長研修	24	1
課長研修	25	1
新任課長補佐級事例研究研修	10	2
係長研修	25	1
新規採用職員研修（採用時研修）	23	5
新規採用職員研修（事業創造研修）	23	2
新規採用職員研修（総合案内研修）	17	17
新規採用職員研修（ごみ資源収集体験研修夏期）	21	4
新規採用職員研修（ごみ資源収集体験研修冬期）	21	4
新規採用職員研修（福祉施設体験研修）	18	18
技能労務職員研修	219	11
目からうろこ研修	407	3
人材育成カレッジ	467	49
計	1,300	

#### 派遣研修

派 遣 先	派遣人数
三重県自治会館組合	51
自治大学校	1
市町村アカデミー	1
国際文化アカデミー	18
日本経営協会（NOMA）	8
三重県地方自治研究センター	43
その他研修	19
合 計	141

### (2) 職員の勤務評定の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

### (2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

## 9 公平委員会の報告

### 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

#### 公平委員会の業務の状況（平成20年度実績）

業 務 の 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 22 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
306	株式会社 三重水道センター	四日市市大字羽津 4636 番地 2	平成 22 年 3 月 12 日

## 伊勢市上下水道事業告示第 12 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 22 年 3 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 22 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 22 年 4 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
宮後 2 丁目、一之木 2 丁目、大世古 2 丁目、御菌町高向の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 22 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
336	株式会社 三重水道センター	四日市市大字羽津 4636 番地 2	平成 22 年 3 月 16 日

## 伊勢市上下水道事業告示第 14 号

都市計画法（昭和43 年法律第100 号）第63 条第 2 項において準用する同法第62 条第 1 項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業宮川流域下水道（宮川処理区）

### 2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

## 伊勢市上下水道事業告示第 15 号

都市計画法（昭和43 年法律第100 号）第63 条第 2 項において準用する同法第62 条第 1 項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

流域関連伊勢市公共下水道

### 2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

伊勢市上下水道事業告示第 16 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
307	辻岡工業	松阪市嬉野黒野町 144 番地	平成 22 年 3 月 26 日

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定に基づき下記の伊勢市指定給水装置工事事業者から変更の届出がありましたので、告示します。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

	指定 番号	事業者名	所在地	変更 年月日
変更後	201	中部日化サービス株式会社 三重支店	津市桜橋 1 丁目 682 番地	平成 22 年 3 月 29 日
変更前		中部日化サービス株式会社	愛知県稲沢市増田北町 109 番地 5	

## 伊勢市公告第 17 号

伊勢市ごみ処理基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市ごみ処理基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 22 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
伊勢市ごみ処理基本計画（案）
- 2 案の公告日  
平成 21 年 12 月 25 日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 18 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 22 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 19 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 二見町茶屋	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	赤色の首輪と リード

2 抑留した日 平成 22 年 3 月 23 日

3 抑留期限 平成 22 年 3 月 30 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 20 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき、平成21年度の定期監査、随時監査及び財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成22年3月30日

伊勢市監査委員	鈴木 一 博
伊勢市監査委員	中 井 豊
伊勢市監査委員	上 田 修 一

平成 21 年度

定期監査等結果報告書（後期）

伊勢市監査委員

## 目 次

定 期 監 査	.....	1 頁
1 実施期間及び対象箇所	.....	1 頁
2 定期監査の対象事務	.....	2 頁
3 監査を実施した監査委員	.....	2 頁
4 監 査 の 方 法	.....	2 頁
5 監 査 の 主 眼	.....	2 頁
6 監 査 の 結 果	.....	2 頁
小 俣 総 合 支 所	.....	3 頁
御 薮 総 合 支 所	.....	3 頁
上 下 水 道 部	.....	4 頁
教 育 委 員 会 事 務 局	.....	4 頁
消 防 本 部 ( 署 ・ 分 署 ・ 出 張 所 )	.....	5 頁
議 会 事 務 局	.....	5 頁
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	.....	6 頁
7 む す び	.....	6 頁
随 時 監 査 ( 工 事 監 査 )	.....	7 頁
財 政 援 助 団 体 等 監 査	.....	19 頁

## 定期監査

### 1 実施期間及び対象箇所 (平成 22 年 1 月 18 日から平成 22 年 2 月 1 日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成 22 年 1 月 18 日	教育総務課、文化振興課、学校教育課、小俣総合支所生活環境課
平成 22 年 1 月 19 日	小俣総合支所地域振興課、教育研究所、生涯学習・スポーツ課、小俣総合支所福祉健康課
平成 22 年 1 月 20 日	豊浜西小学校、明野小学校、明野幼稚園
平成 22 年 1 月 21 日	北浜中学校、御菌中学校、厚生小学校
平成 22 年 1 月 22 日	倉田山中学校、佐八小学校、早修小学校
平成 22 年 1 月 26 日	宮川中学校、四郷小学校、四郷幼稚園、進修小学校
平成 22 年 1 月 27 日	選挙管理委員会事務局、議会事務局
平成 22 年 1 月 28 日	御菌総合支所地域振興課、生活環境課、福祉健康課
平成 22 年 1 月 29 日	消防本部(署)、消防(御菌分署・二見出張所)
平成 22 年 2 月 1 日	水道事業、下水道事業、上下水道部現地

## 2 定期監査の対象事務

平成21年度上半期（4月から9月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ）における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づく定期監査を実施した。

なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

## 3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博（識見監査委員）

中 井 豊（識見監査委員）

上 田 修 一（議選監査委員）

## 4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

さらに、工事については抽出し、現場において説明を受けた。

## 5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、又、前年度に指摘、意見した事項については適切に対応されているか等を主に実施した。

## 6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査の結果は次に述べるとおりである。

なお、監査時に気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

### （全般的共通事項）

(1) 事務事業については予定どおり遂行され、予算の執行においては、関係諸帳簿、証書類等の一部に不備が見受けられたため、その場において指示をして改善を促したが、それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。

今後とも真に市民が求めるニーズを的確に把握され、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。

(2) 各種補助金・負担金については、関係機関の決算書により必要性や効果など事業実績を見極め、廃止できるもの、減額できるものはないか再度検討を加え、予算執行の適正化に努められたい。

(3) 財務に関する事務の執行については、会計規則に基づき適正に処理されるよう努められたい。

- (4) 各種使用料等において、各規則等で規定されている納付期日より納付が遅れているものが見受けられたため、適正に処理をされたい。
- (5) 2部複写の手書き領収書については、収入科目の記載がないもの、訂正の処理が適正に行われていないものなどが見受けられたので適正な事務処理をされたい。
- (6) 備品台帳の記載の漏れているもの、備品シールの貼付漏れなどが見受けられたので、台帳の作成及び管理について適正に処理をされたい。
- (7) 随意契約に際しては、競争が原則であることを踏まえ、その妥当性を十分検討され、競争入札に付すべきものはないか再度検討されたい。  
 なお、随意契約にあたっては業務内容を精査するとともに、積算根拠を明確にし、価格が適正であるかについて留意されたい。
- (8) 時間外勤務については人件費削減及び職員の健康管理の面からも削減に向け積極的に取り組まれているところである。所管部長におかれては、常に業務の見直しを行い事務の無駄をなくし、各部署との連携を図り職員の人的配慮を行い事務分担の標準化に努めるとともに、特定の職員に業務が集中することがないように配慮を望むものである。

#### (各課に関する事項)

#### 小 俣 総 合 支 所

地域振興課      生活環境課      福祉健康課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

#### 【生活環境課】

意見

- (1) 伊勢市小俣若山墓地管理手数料受益者負担については、合併協議を理解するところであるが、市民の公平性の観点から利用者負担の適正化に向けて検討されるよう望むものである。

#### 【福祉健康課】

意見

- (1) 保健師の配置については、健康課と早期統合に向けて検討され、集約化によるより効率的で効果的な保健事業の実施の模索を願うものである。

#### 御 菌 総 合 支 所

地域振興課      生活環境課      福祉健康課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

### 【生活環境課】

#### 意見

- (1) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定に向け鋭意努力をされてきたところであるが、早期の計画策定を期待するものである。
- (2) 燃えるごみの集積化については、地元自治会の協力を得ながらより一層推進されるよう望むものである。

### 【福祉健康課】

#### 意見

- (1) 保健師の配置については、健康課と早期統合に向けて検討され、集約化によるより効率的で効果的な保健事業の実施の模索を願うものである。

## 上 下 水 道 部

### 水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

### 【水道事業】

#### 意見

- (1) 市民の節水意識の浸透などにより、水道使用料の伸びが期待できない状況であるが、今後とも健全経営堅持のため、経費削減、効率的な運用に努めるとともに、有収率の向上により一層の給水安定、市民サービスの向上に努力を願うものである。
- (2) 水道料金の未収金の解消については、引き続き努力されたい。

### 【下水道事業】

#### 意見

- (1) 各種協会会費等については、決算書により必要性や効果など事業実績を見極め、減額できるものはないか再度検討を加え、負担額の適正化に努められたい。
- (2) 下水道事業受益者負担金及び下水道使用料の収入未済額の解消については、公平性の観点からも引き続き努力されたい。

## 教育委員会事務局

教育総務課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課 文化振興課 教育研究所

各小中学校・幼稚園

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

### 【教育総務課】

#### 指摘事項

- (1) 郵便切手受払簿については、規定の様式で整理されていないものが見受けられたため、文書管理規程に基づき適正な事務処理に努められたい。  
また、各小中学校の郵便切手受払簿がパソコンで管理されており、受払いの都度取扱者の受払いの証印が押印されていなかったため、文書により適正に管理をされたい。
- (2) 各小中学校において、備品台帳の記載の漏れているもの、備品シールの貼付漏れなどが見受けられたので、台帳の作成及び管理について適正に指導されたい。

### 【学校教育課】

#### 指摘事項

- (1) 各小中学校において、備品台帳の記載の漏れているもの、備品シールの貼付漏れなどが見受けられたので、台帳の作成及び管理について適正に指導されたい。

### 【生涯学習・スポーツ課】

#### 意見

- (1) 時間外勤務については、各種大会などやむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理の面からも、業務分担に配慮され時間外削減に向け努力されたい。

### 【各小中学校・幼稚園】

#### 指摘事項

- (1) 備品台帳の記載の漏れているもの、備品シールの貼付が漏れているものなどが見受けられたので、台帳の作成及び管理について適正に処理をされたい。  
また、使用できない備品については、適宜廃棄手続きをされたい。

## 消防本部（署・分署・出張所）

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については次に述べるとおりである。

#### 意見

- (1) コミュニティ消防センター内に西分署が併設されているが、市民の会議室の使用が署員の仮眠に支障を来しているとして憂慮するところである。市民の安心・安全なまちづくりを推進するためにも、仮眠室の環境整備を願うものである。

## 議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

## 選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

### 7 むすび

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、財政運営の健全化に努力され、おおむね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

市民の市政に対する関心が一段と高まり、貴重な税金の使途について説明責任と厳しい監視の目が向けられていることを認識し、職員一人ひとりが職務の基本に立ち返り、公平性、透明性に十分留意し、関係法規等を遵守することが求められる。そして適正な事務事業の執行のためには、確実な履行確認と事務処理の漏れ及び誤りを未然防止するためのチェック体制の構築が必要である。各部局におかれてはフローチャート作成などにより、事務処理手順の正確性を期するとともに、更なる組織内における職員相互のけん制機能の充実をお願いしたい。

今後とも事務処理を行うにあたっては、全職員が前例踏襲からの脱却を図り、事務の合理化と経営の視点にたったコスト意識をさらに徹底させ、市民生活の向上に向け努力されたい。

なお、今回の監査結果の全般的共通事項及び各課に関する事項については、全部署が自らの課題として受け止め、適正な事務処理に取り組まれることを強く要望するものである。

## 随時監査（工事監査）

### 1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
平成 22 年 2 月 2 日	豊北漁港浮棧橋整備工事	農林水産課
	勢田 12 号線ほか道路改良工事	維 持 課
	市道徴古館線配水本管布設替工事	上 水 道 課

### 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査。

### 3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博（識見監査委員）  
中 井 豊（識見監査委員）  
上 田 修 一（議選監査委員）

### 4 監査の方法

平成 21 年度に係る工事のうち、施工中のものから抽出して実施した。工事監査は工事について特に高度の専門的知識と経験が必要なため、社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、その技術士が書類審査及び現地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

### 5 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については 6 に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

#### 【豊北漁港浮棧橋整備工事】

##### 指摘事項

- (1) 進捗管理の履行報告は、実施工程、施工各部分構成比率、出来高工程曲線とリンクし作成されていたが、製造過程が多く、出来高数値確認をチェックすることが難しい。数値確認できる記載方法の指導をされたい。

- (2) 建設業の許可票、労災関係成立表及び施工体系図を公衆の見やすい位置に掲示をする際の記載項目を指導されたい。

#### 意見

- (1) 本工事は、施工現場と工場製作に大きく分かれるため、工場製作部門の責任者を明確に示すよう検討されたい。
- (2) 公共工事コスト縮減具体策実施状況一覧（設計手法の見直し、技術基準の見直し、設計方法の見直し、技術開発・意識改革の推進、積算の合理化など）の細かな具体的対策項目を参考に実施し、物件毎のコスト低減額を明確に示すよう検討されたい。

### 【勢田 12 号線ほか道路改良工事】

#### 指摘事項

- (1) 建設業の許可票、労災関係成立表及び施工体系図を公衆の見やすい位置に掲示する際の記載項目を指導されたい。

#### 意見

- (1) 見積を徴収した材料は、比較一覧表を作成し、市採用単価を分かりやすく整理されたい。
- (2) 進捗管理の履行報告書は、実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線とリンクし作成されていたが、出来高数値確認をチェックすることが難しい。数値確認できる記載方法の指導をされたい。また、この数値はあくまで請負業者の数値であり、市側の設計金額での数値でないことを認識し管理されたい。
- (3) 設計書とリンクさせ、写真管理、出来高管理、受入検査、工程内検査などの段階確認検査一覧表を添付させ、「いつの時期に実施するか」を体系的に管理できるようなチェックシートを活用した仕組みを構築していただきたい。
- (4) 施工計画に記載されている使用材料と使用資機材承認届とを整合させ、施工途中の提出忘れが起こらない簡便な管理方法を検討されたい。
- (5) 本工事の施工場所が住宅地であるので、歩行者道路の確保などより地域住民へ配慮した占用形態を検討されたい。
- (6) 埋設される状況・材料写真は、所定方法で的確に撮影し、材料の規格ラベル、シールなど不可視部分については、後で写真整理ができるように指導されたい。
- (7) 施工場所が住宅内官民境界いっばいに配水構造物を設置しているの、境界ブロック、塀等の損害が、施工による影響なのか、施工前なのか、明確にするための事前写真撮影の徹底を指導されたい。

### 【市道徴古館線配水本管布設替工事】

#### 指摘事項

- (1) 建設業の許可票、労災関係成立表及び施工体系図を公衆の見やすい位置に掲示する際の記載項目を指導されたい。

#### 意見

- (1) 公共工事コスト縮減具体策実施状況一覧（設計手法の見直し、技術基準の見直し、設計方法の見直し、技術開発・意識改革の推進、積算の合理化など）の細かな具体的対策項目を参考に実施し、物件毎のコストの低減額を明確にされたい。
- (2) 工事箇所の安全対策も良好であった。標識、バリケードなど整然と立てかけ管理された状態であった。第三者の一般車両が多く通行するため、今一度、占用許可条件を確認し、施工を行う指導をされたい。
- (3) 現場管理においては、出来高管理、材料承認一覧表、段階確認、管理チェックリストを活用し、客観的・定量的な管理、また、完成工事のファイリング方法、保管、保存の方法を体系的に行えるよう検討されたい。

## 6 工事技術調査結果報告書の概要

### (1) 豊整第1号 豊北漁港浮棧橋整備工事

#### ア 工事概要

##### (ア) 工事場所

伊勢市有滝町 地内

##### (イ) 工事内容

漁業従事者が年々高齢化しており、水産物の荷揚作業に苦慮していることから、浮棧橋を設置し安心して作業ができるよう就労環境の改善を図る目的である。

浮棧橋 (3.5m×20.0m) N=1.0 基

連絡橋 (1.5m×12.0m) N=1.0 基

係留杭 (φ450) N=4.0 本

##### (ウ) 工事請負業者

西田鉄工株式会社 静岡営業所

(第1回目で落札)

「要件付一般競争入札(1社参加)事後審査型 予定価格事前公表」

(予定価格の96.9%)

##### (エ) 事業費

変更 (平成21年10月22日)

設計金額 (税込) 40,620,300 円 41,696,550 円

予定価格 (税込) 40,620,300 円

請負金額 (税込) 39,375,000 円 40,417,650 円

##### (オ) 工事期間

平成21年8月7日から平成22年3月4日

##### (カ) 工事進捗状況 (平成21年12月末日現在)

計画出来高 79.0% 実施出来高 79.0% (計画通り)

##### (キ) 工事監督員

農林水産課 水産係 本田 慶一

#### イ 調査所見

##### (ア) 書類関係

###### a 保証について

会計法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。  
前払金保証について、契約約款どおりであり適正である。

###### b 入札状況について

「伊勢市要件付一般競争入札事務取扱要綱」に基づき、平成21年7月17日に公告し、適正に執行されていた。  
入札に際して、内訳書が提出されていた。

###### c 契約関係書類について

『伊勢市公共工事請負契約約款』に基づき適正に作成されていた。

###### d 建設業退職金共済に関する書類について

建設業退職金共済制度への適正な指導がなされ掛金収納書が確認できた。

###### e 現場代理人及び関係下請負等届について

関係書類は、適正に作成整備されていた。

施工体系図どおり下請負人の技術者・資格の写しと共に適正に整備されていた。

本工事は、施工現場と工場製作に大きく分かれる。工場製作部門の責任者を明確に示されることが望まれる。

###### f 施工体制台帳・施工体系図について

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

(イ) 積算・設計に関する書類

a 積算について

(コスト低減)

公共工事コスト縮減具体策実施状況一覧(設計手法の見直し、技術基準の見直し、設計方法の見直し、技術開発・意識改革の推進、積算の合理化など)の細かな具体的対策項目を参考に実施し、各物件毎のコスト低減額を明確に示されることが望まれる。

本工事は、床掘で発生した土砂をあさりの漁場へ覆砂し、コスト低減に努めていた。

b 工事積算について

積算基準は、全国漁港協会発行の漁港漁場関係工事積算基準及び三重県発行の『積算基準』、『設計単価表』により適正に算出されていた。

物価資料として、建設物価、土木施工単価を用い適正である。

『設計単価表』に記載されない、材料「物価資料によらない場合」の原則として、見積り業者数3社以上の徴収がなされていた。

材料の伊勢市採用単価は、3社の見積り単価の最低単価で積算していた。

また、本工事浮棧橋の特殊性を鑑み、財団法人経済調査会に市場単価調査依頼をし、市場価格を把握する明確化した積算手法で適正であった。

(参考図書等)

漁港漁場関係工事積算基準	平成21年版	社団法人	全国漁港協会
建設物価	平成21年7月	財団法人	建設物価調査会
土木施工単価	平成21年7月	財団法人	経済調査会
三重県公共工事共通仕様書	平成21年7月	三重県	

c 設計内訳書について

提出されたものをチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

d 設計関係書類について

(設計方針・留意事項)

漁港内の最大漁船から最小漁船まで接岸でき干潮時に荷揚げがスムーズに行える浮棧橋を設置する。

(工法比較・選定)

施工実績のあるモノコックタイプ・ウェラータイプの比較を行い、経済性の有利なウェラータイプに決定していた。

(参考図書等)

漁港・漁場の施設の設計の手引き 平成15年10月 社団法人 全国漁港協会

(ウ) 施工に関する書類

a 全体工程表

契約時及び施工計画作成時に計画(実施)工程表が、提出され整備されていた。

進捗管理の履行報告書は、実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線とリンクし作成されていたが、製造過程が多く、出来高数値確認をチェックすることが難しい。数値確認できる記載方法の指導をお願いする。

b 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき適正に作成されていた。

施工プロセスチェックリストを活用し、体系的に管理する方法が望ましい。

(エ) 建設廃棄物処理に関する書類

a 契約について

廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

b 法律の遵守について

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は確認できなかったが、「廃棄物の処理及び

清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再資源実施計画書が提出されていた。

(オ) 安全管理に関する書類

a 施工場所の安全管理について

監査日は、工事完了し施工を行っていなかった。

施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備され、安全管理が行き届いていたと感じる内容であった。

b 作業員への安全管理について

作業員への安全管理は、ミーティング及び危険予知活動記録（KY活動記録）で作業員に周知徹底がなされていたと判断できた。

ウ 現場施工状況調査における所見

(ア) 施工状況について

本工事は浮棧橋工事である。現場は、完了していた。

(イ) 品質管理について

工事材料使用承諾願は、施工業者より提出されていた。

工事完了していたが、特に品質に問題が認められなかった。

現在、写真も含めて整理中であり、詳細まで確認することができなかった。

(ウ) 許可票等の掲示について

建設業の許可票、労災関係成立表及び施工体系図を公衆の見やすい位置に掲示する場合の記載項目の指導をお願いする。

エ 技術調査全般

全工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前、工事中の書類は整備されていた。

施工は、ほぼ完成していて、現在書類整理中である。

今後、発注者として、チェックリストを活用し、客観的・定量的な監理を徹底されると、工事監理が簡便になると考えられる。今回は全体のサンプリング監査であり詳細まで検証することができなかったが、施工管理（工程内検査、段階検査）の工事監督員、指導的立場での工事監理を行っていた。

竣工検査まで、特に風の強い日等の管理を徹底し、適正な情報開示をされ良好な関係を継続するようお願いする。

(2) 道改維第10号 勢田12号線ほか道路改良工事

ア 工事概要

(ア) 工事場所

伊勢市勢田町地内

(イ) 工事内容

既設側溝断面は、幅18cm×高18cm～幅30cm×高30cmと様々であり、大部分が小さく洪水時には度々溢れている状態である。

また、初期造成後約40年が経過し、側溝の老朽化が進み、排水不良の原因となっている。

排水機能の向上を図るための目的である。

掘削 143.13 m<sup>3</sup>

埋戻 148.70 m<sup>3</sup>

残土処分 148.45 m<sup>3</sup>

U型側溝（無騒音型） 300A L=79.2m

U型側溝（無騒音型） 300B L=63.5m

自由勾配側溝（無騒音型）	300×300	L=45.7m
自由勾配側溝（無騒音型）	300×400	L=90.6m
自由勾配側溝（無騒音型）	300×500	L=2.0m
自由勾配側溝（横断用）	300×300	L=11.8m
自由勾配側溝（横断用）	300×400	L=22.3m
自由勾配側溝（横断用）	300×500	L=5.3m
ボックスカルバート工	600×600	L=53.9m
表層工	A=526	m <sup>2</sup>
路盤工	A=526	m <sup>2</sup>

- (ウ) 工事請負業者  
 中津建設株式会社 (第1回目で落札)  
 「要件付一般競争入札 (30社参加) 事後審査型 予定価格事前公表 電子入札」  
 (予定価格の83.4%)
- (エ) 事業費  
 設計金額 (税込) 25,920,300円  
 予定価格 (税込) 25,920,300円  
 請負金額 (税込) 21,627,900円 (うち消費税 1,029,900円)
- (オ) 工事期間  
 平成21年6月19日から平成22年3月15日
- (カ) 工事進捗状況  
 計画出来高 62% 実施出来高 77% (計画より15%早い)
- (キ) 工事監督員  
 維持課 維持係 堀江伸幸

## イ 調査所見

- (ア) 書類関係
- 保証について  
 地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。  
 前払金保証について、契約約款通りであり適正である。
  - 入札状況について  
 「伊勢市要件付一般競争入札事務取扱要綱」「伊勢市電子入札・物品調達システム運用基準」に基づき、適正に執行されていた。
  - 契約関係書類について  
 『伊勢市公共工事請負契約約款』に基づき適正に作成されていた。
  - 建設業退職金共済に関する書類について  
 建設業退職金共済制度への適正な指導がなされ掛金収納書が確認できた。
  - 現場代理人及び関係下請負等届について  
 関係書類は、適正に作成整備されていた。  
 施工体系図どおり下請負人の技術者・資格の写しと共に適正に整備されていた。
  - 施工体制台帳・施工体系図について  
 施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。
- (イ) 積算・設計に関する書類
- 積算について  
 (コスト低減)  
 公共工事コスト縮減具体策実施状況一覧 (設計手法の見直し、技術基準の見直し、設計方法の見直し、技術開発・意識改革の推進、積算の合理化など) の細かな具体的対策項目を参考に実施し、本工事のコスト低減額を明確に示されていた。
  - (a) 排水工の基礎碎石に RC-40 を使用  
 ・RC-40 1m当り 159円

- ・C-40 1 m当り 245 円
- ・1 m当り 86 円の経費削減
- ・320.4m×86 円/m=27,554 円 全体で 27,554 円の削減

(b) 再生アスファルトの使用

- ・再生密粒度アスコン 1 m<sup>2</sup>当り 1,295 円
- ・密粒度アスコン 1 m<sup>2</sup>当り 1,380 円
- ・1 m<sup>2</sup>当り 85 円の経費削減
- ・526 m<sup>2</sup>×85 円/ m<sup>2</sup>=44,710 円 全体で 44,710 円の削減

b 工事積算について

積算基準は、三重県土整備部発行の『積算基準（共通編・道路編）』、『設計単価表』により適正に算出されていた。

物価資料として、建設物価、積算資料を用い適正である。

積算に際して、市場単価を把握する明確化した積算手法で適正であった。

見積を徴収された材料は、比較一覧表を作成し、市採用単価を分かりやすく整理しておくことが望まれる。

本工事の積算は、適正に算出されていた。

(参考図書等)

積算基準（共通編）	平成 20 年 7 月	三重県県土整備部
積算基準（道路編）	平成 20 年 7 月	三重県県土整備部
設計単価表	平成 21 年 4 月 1 日	三重県

c 設計内訳書について

提出されたものをチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

d 設計関係書類について

(設計方針・留意事項)

雨水排水計画の策定にあたっては「道路土工 排水工指針」に基づき、標準降雨強度 t=90mm/h (10 分値) を用い流量計算を行った。また、降雨時における状況について、付近住民の意見を集約し、計画立案にあたった。

(工法比較・選定)

第一案 (ボックスを設置しない場合)

- ・断面検討を行った結果、両側のみ側溝では、下流部側溝断面は、B600×H900 程度と大きくなる。
- ・流量が多く、下流部は道路勾配も急であることから、水流の勢いが強く、排水の飛びはねは避けられないと考えられる。
- ・全体概略工事費は 211,200,000 円である。

第二案 (ボックスを設置した場合)

- ・大半の流量は、中央暗渠 (ボックス) B600×H600 で流下でき、下流部側溝断面は、B300×H300 と小さくする事が可能である。
- ・流量は少なくなることから、排水の飛びはねも抑えられる。
- ・全体概略工事費は 241,300,000 円である。

第一案及び第二案において、地元自治会との協議の結果、将来性や安全性を重視し、第二案のボックスを設置する案で計画することとした。

(参考図書等)

建設省土木構造物標準設計	平成 12 年 9 月	(社)全日本建設技術協会
三重県公共工事共通仕様書	平成 16 年 7 月	三重県
道路構造令の解説と運用	平成 16 年 2 月	(社)日本道路協会
道路土工 排水工指針	昭和 62 年 6 月	(社)日本道路協会
道路設計要領	平成 12 年 4 月	道路保全技術センター
道路土工一仮設構造物工指針	平成 11 年 3 月	(社)日本道路協会
道路土工一カルバート工指針	平成 11 年 3 月	(社)日本道路協会

道路土工—擁壁工指針	平成 11 年 3 月	(社)日本道路協会
道路橋示方書・解説	平成 8 年 12 月	(社)日本道路協会
測量作業共通仕様書	平成 13 年度版	三重県県土整備部
公共測量作業規程	平成 15 年度版	国土交通省

(ウ) 施工に関する書類

a 全体工程表について

契約時及び施工計画作成時に計画（実施）工程表が、提出され整備されていた。進捗管理の履行報告書は、実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線とリンクし作成されていたが、出来高数値確認をチェックすることが難しい。数値確認できる記載方法の指導をお願いする。また、この数値はあくまで請負業者数値であり市側の設計金額での数値でないことを認識し管理されることが望まれる。

b 施工計画書について

施工計画書は、仕様書に基づき適正に作成されていた。

設計書とリンクさせ、写真管理、出来高管理、受入検査、工程内検査などの段階確認検査一覧表を添付させ、「いつの時期に実施するか」を体系的に管理できるようなチェックシートを活用した仕組みを構築していただきたい。

施工計画に記載されている使用材料と使用資機材承認届とを整合させ、施工途中の提出忘れが起らない簡便な管理方法を検討して頂きたい。

(エ) 建設廃棄物処理に関する書類

a 契約について

廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

b 法律の遵守について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は確認できなかったが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再資源実施計画書が提出されていた。

(オ) 安全管理に関する書類

a 組織図等について

施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

b 作業員への安全管理について

作業員への安全管理は、ミーティング及び危険予知活動記録（KY活動記録）で作業員に周知徹底がなされていたと判断できた。

ウ 現場施工状況調査における所見

(ア) 施工状況について

本工事は下水工事であり、施工場所が住宅地である。

作業箇所の現場は、良好な地域コミュニケーション関係が保持されていると思われる。

より地域住民へ配慮した占用形態などが望まれる。

(イ) 品質管理について

工事材料使用承諾願は、施工業者より提出されていた。

埋設される状況・材料写真は、所定方法で的確に撮影し、材料の規格ラベル、シールなど不可視部分については、後で写真管理が出来るように指導をしていただきたい。

(ウ) 安全管理及び環境管理について

啓蒙看板の整備や置場（集積）などの安全管理や環境管理面での配慮が若干薄く感じられた。安全管理に努め無事故、無災害であるよう今一度の安全指示、指導の徹底を図っていただきたい。

- (エ) 許可票等の掲示について  
建設業の許可票、労災関係成立表及び施工体系図を公衆の見やすい位置に掲示する場合の記載項目の指導をお願いします。
- (オ) 事前写真撮影について  
施工個所が住宅内で官民境界いっばいに排水構造物を設置している。境界ブロック、塀等の損害が、施工による影響なのか、施工前なのか、明確にするための事前写真撮影の徹底が必要である。

エ 技術調査全般

全工事を通じて、各種届出書や施工計画および現場管理は、整備されていた。施工業者の監理レベルに差がある。今後、現場管理に重点をおいた監理をしていただきたい。出来高管理、材料承認一覧表、段階確認、管理チェックリストを活用し、客観的・定量的な管理、また、完成工事のファイリング方法、保管、保存の方法を体系的に行えるよう、ご検討をお願いします。

今回工事については、住宅地と隣接し、地域住民の車両、歩行者も多いと思われる。現在の地域内コミュニケーションの良好な関係を保持し、無事故・無災害で工事完成をお願いします。

(3) 水第32号 市道徴古館線配水本管布設替工事

ア 工事概要

- (ア) 工事場所  
伊勢市久世戸町地内
- (イ) 工事内容  
平成20年に策定された「伊勢市水道事業基本計画（計画的な管路施設の更新）」に基づき、昭和30年に布設された当地区の老朽管の布設替工事である。

施工延長		L=634.6m
布設工		
NS形ダクタイル鋳鉄管	φ200	L=589.9m
K形ダクタイル鋳鉄管	φ100	L=21.2m
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	φ75	L= 8.3m
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	φ50	L=15.2m
ソフトシール仕切弁	φ200	N= 6基
ソフトシール仕切弁	φ100	N= 2基
ソフトシール仕切弁	φ75	N= 10基
ソフトシール型青銅仕切弁	φ50	N= 3基
不断水仕切弁	φ100	N= 1基
給水切替工		N= 44件

- (ウ) 工事請負業者  
株式会社 山信工業 **【第1回目で落札】**  
「要件付一般競争入札（7社参加） 予定価格事前公表 電子入札」  
**【予定価格の99.7%】**
- (エ) 事業費  
設計金額（税込）44,219,700円  
予定価格（税込）44,219,700円  
請負金額（税込）44,100,000円（うち消費税2,100,000円）
- (オ) 工事期間  
平成21年10月23日から平成22年2月26日
- (カ) 進捗状況（平成22年1月末日現在）

計画出来高 99.1% 実施出来高 89.0% 【計画より 10.1%遅い】

(キ) 工事監督員

上水道課 建設系 中西利和

イ 調査所見

(ア) 書類関係

a 保証について

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。  
前払金保証について、契約約款通りであり適正である。

b 入札状況について

「伊勢市要件付一般競争入札事務取扱要綱」「伊勢市電子入札・物品調達システム運用基準」に基づき、適正に執行されていた。

c 契約関係書類について

『伊勢市公共工事請負契約約款』に基づき適正に作成されていた。

d 建設業退職金共済に関する書類について

建設業退職金共済制度への適正な指導がなされ掛金収納書が確認できた。

e 現場代理人及び関係下請負等届について

関係書類は、適正に作成整備されていた。

施工体系図どおり下請負人の技術者・資格の写しと共に適正に整備されていた。

f 施工体制台帳・施工体系図について

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

(イ) 積算・設計に関する書類

a 積算について

(コスト低減)

公共工事コスト縮減具体策実施状況一覧(設計手法の見直し、技術基準の見直し、設計方法の見直し、技術開発・意識改革の推進、積算の合理化など)の細かな具体的対策項目を参考に実施し、各物件毎のコスト低減額を明確に示されることが望まれる。

本工事において、φ300mm以下の管は、出来る限り浅層埋設を行い工事期間を短縮し、コスト低減に努めた。

b 工事積算について

積算基準は、厚生労働省監修の『平成21年水道事業実務必携の積算基準及び歩掛表』により適正に算出されていた。

上水工事は、同種の管材等を使用するため、年度当初に物価資料として、建設物価、積算資料を用い、また、「物価資料によらない場合」水道事業実務必携の原則として、見積り業者数2社以上の徴収を行い、最低価格を伊勢市採用単価と設定し、明確化し一覧表を作成し分かりやすく整理されていた。

(参考図書等)

水道事業実務必携	平成21年8月	全国簡易水道協議会
積算基準(共通編・道路編)	平成21年7月	三重県県土整備部
建設物価	平成21年4月	財団法人建設物価調査会
設計単価表	平成21年4月1日	三重県県土整備部

c 設計内訳書について

事前提出されたものをチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

d 設計関係書類について

(設計方針・留意事項)

既設水道管、他の埋設物等の関連及び道路状況を考慮し設計を行なう。

(工法比較・選定)

φ150mm以上の管は基幹管路として扱うためNS形管とし開削工法で布設する。

(参考図書等)

三重県公共工事共通仕様書  
水道事業実務必携  
道路土工 排水工指針

平成 21 年 7 月 三重県県土整備部  
平成 21 年 8 月 全国簡易水道協議会  
昭和 62 年 6 月 (社)日本道路協会

(ウ) 施工に関する書類

a 全体工程表

契約時及び施工計画作成時に計画（実施）工程表が、提出され整備されていた。

b 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき適正に作成されていた。

(エ) 建設廃棄物処理に関する書類

a 契約について

廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

b 法律の遵守について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は確認できなかったが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再資源実施計画書が提出されていた。

(オ) 安全管理に関する書類

a 組織図等について

施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

b 作業員への安全管理について

作業員への安全管理は、ミーティング及び危険予知活動記録（KY活動記録）で作業員に周知徹底がなされていたと判断できた。

c 工事箇所の安全対策について

工事箇所の安全対策も良好であった。標識、バリケードなど整然と立てかけ管理された状態であった。第三者の一般車両が多く通行するため、今一度、占用許可条件を確認し、施工を行う指導をお願いする。

ウ 現場施工状況調査における所見

(ア) 施工状況について

本工事は上水道工事であり、施工場所が一般車両の交通量の多い道路内占用工事である。作業箇所の現場は、大変良く整備されていて良好な地域コミュニケーション関係が保持されていると思われる。

(イ) 許可票等について

建設業の許可票、労災関係成立表及び施工体系図を公衆の見やすい位置の掲示する場合の記載項目の指導をお願いする。

(ウ) 品質管理について

工事材料使用承諾願は、施工業者より提出されていた。

埋設される状況・材料写真は、所定方法で的確に撮影され、材料の規格ラベル、シールなどを写真で確認でき、監督員の立会撮影も実施されていた。

(エ) 資材置場について

資材置場での小物管理について、雨水などをさける養生がなされていた。管理された状態であった。

エ 技術調査全般

全工事を通じて、各種届出書や施工計画および現場管理は、良く整備されていた。

施工業者の監理レベルが高く感じられた。地元業者は施工の監理レベルに差がある。

今後、現場管理に重点をおいた監理をしていただきたい。出来高管理、材料承認一覧表、段階確認、管理チェックリストを活用し、客観的・定量的な管理、また、完成工事

のファイリング方法、保管、保存の方法を体系的に行えるよう、ご検討お願いしたい。

今回の工事については、車の交通量が多く、歩行者も多い。

現在の地域内コミュニケーションの良好な関係を保持し、無事故・無災害で工事完成をお願いします。

# 財政援助団体等監査

## 1 実施年月日及び対象団体等

### (1) 財政援助団体監査

実施年月日	対象団体(補助金)	所管課
平成22年2月9日	社団法人伊勢市シルバー人材センター (高年齢者労働能力活用事業費補助金) (高年齢者生活援助サービス事業費補助金)	商工労政課

### (2) 公の施設の指定管理者監査

実施年月日	対象団体(施設名)	所管課
平成22年2月4日	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 (伊勢市二見こども未来クラブ)	二見総合支所 福祉健康課
平成22年2月5日	イオンディライト株式会社中部支社三重北支店 (伊勢市離宮の湯)	小俣総合支所 生活環境課
平成22年2月8日	特定非営利活動法人伊勢河崎まちづくり衆 (伊勢河崎商人館)	文化振興課

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査。

## 3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博 (識見監査委員)  
中 井 豊 (識見監査委員)  
上 田 修 一 (議選監査委員)

## 4 監査の方法

財政援助団体等監査は、財政援助団体等監査実施要領に基づき、平成20年度の事務、事業について所管課から資料提出を求めて各所属長から説明を受けた。その後現地で団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、出納その他事務の執行について監査を実施した。

## 5 監査の主眼

財政援助団体等については、出納事務処理は適正に行われているか、目的に沿った事業運営が行われているか等を主に実施した。

また、所管課については、補助金の額の算定、交付方法手続き、指定管理契約に基づく履行確認等が適正に行われているか、団体への指導監督、履行確認は適切に行われているかを主眼として実施した。

## 6 監査の結果

### (1) 社団法人伊勢市シルバー人材センター

#### ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
高齢者労働能力活用事業費補助金	補助金	19,730,000	伊勢市シルバー人材センターの管理運営費の一部を補助することにより、高齢者の能力活用と福祉の増大を図る。
高齢者生活援助サービス事業費補助金	補助金	2,500,000	高齢者生活援助サービスの実施に必要な費用を補助することにより、シルバー会員の就業支援と「福祉の受け手から担い手」としての体制づくりを支援する。
合計		22,230,000	

#### イ 所見

本年度実施した監査は、平成 20 年度中に伊勢市が財政的援助を行っている補助金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、事業目的に沿って事業が執行され、又、財務に関する事務についても、おおむね適正に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【所管課】

##### 指摘事項

- (ア) 事業計画書に基づき事業の実施を確認したところ、適正就業の基本方針が策定されていなかったため、事業成果を適正に確認されたい。

#### 【社団法人伊勢市シルバー人材センター】

##### 意見

- (ア) 入会説明会を毎月実施し、新規会員の確保に努めているところである。今後とも、就業機会の増大と福祉の増進を図り、高齢者の能力を活かした活力ある社会づくりに寄与されることを期待するものである。
- (イ) 運営費に対して事務所及び駐車場の賃借料が大きなウェイトを占めるため、将来的に安定した運営が懸念される所であり、検討を願うものである。

### (2) 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会

#### ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市二見こども未来クラブ

指定期間：平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

指定管理料：毎年度市の予算の範囲内とする。

〃 : 11,544,000 円 (平成 20 年度分)

イ 事業実績について

収支計算書（自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）

（単位：円）

支 出 の 部		収 入 の 部	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
支 出		収 入	
人 件 費	8,247,776	指 定 管 理 料	11,544,000
維 持 管 理 費	746,427	繰 入 金 収 入	
管 理 運 営 費	950,807	前 期 繰 越 金	1,676,459
事 業 費	852,582		
繰 入 金 支 出			
前 期 繰 越 金	1,676,459		
支 出 計	12,474,051	収 入 計	13,220,459
活 動 収 支 差 額			
次 期 繰 越 金	746,408		
支 出 合 計	13,220,459	収 入 合 計	13,220,459

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成 20 年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

(ア) 基本協定書又は仕様書で規定されている「情報の公開に関し、措置を講ずるための規定の整備」、「専用口座の開設」が確認できなかったため、事業管理にあたっては常に協定内容に基づいた検証を行い、適正な履行確認をされたい。

また、業務計画書及び業務計画書を変更しようとするときは、市の承認を得なければならないと規定されているが、承認が確認できなかったため、文書による承認など適正に処理されたい。

意見

(ア) 職員変更時の市との事前協議は電話で確認しているとのことであるが、文書による協議を望むものである。

【社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会】

指摘事項

(ア) 仕様書では、本事業に関連する出入金の管理は自身の団体の銀行口座とは別の口座で管理すると規定されている。指定管理の実施に伴い指定管理料、給与の振込みは社会福祉協議会全体の口座をはじめ合計 3 つの口座で管理されていた。会計を明らかにするため、仕様書に基づき適正に処理をされたい。

意見

(ア) 事業計画書では、防災意識を高めるため避難訓練を全員で実施すると計画され、5月と2月に避難訓練を実施したところである。それぞれの訓練で欠席者があり、2回とも欠席した児童を把握できていないとのことであったが、災害発生時等の対応に万全を期すためにも、欠席者への対策を講じられるよう望むものである。

(イ) 利用者満足度については、基本協定書の成果目標で「満足していると答えた割合を75%」と掲げているが、保護者に行ったアンケートの「施設の利用のしやすさ」の項目に関して、「満足である」と答えた方が42.2%、「ほぼ満足である」と答えた方が48.4%となり、合わせて90.6%と「施設の利用のしやすさ」では高い結果が出ている。

今後とも指定管理者に蓄積されたノウハウやサービス精神を活かし、放課後児童クラブの円滑な運営と施設及び設備の適切な維持管理を望むものである。

(3) イオンディライト株式会社中部支社三重北支店

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市離宮の湯

指定期間：平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

指定管理料：25,200,000円以内とする。(指定期間における指定管理料の総額)

〃 : 8,400,000円(平成20年度分)

イ 事業実績について

損益計算書(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
商品等仕入	256,786	利用料	16,317,680
人件費	13,888,431	商品等売上	406,440
光熱費	8,552,853	受取手数料	297,489
共益費	665,910	指定管理料	8,400,000
保守点検費	1,374,120		
一般管理費	746,959		
支出計	25,485,059	収入計	25,421,609
利益			
当期利益	△63,450		
支出合計	25,421,609	収入合計	25,421,609

## ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成 20 年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

### 【所管課】

#### 指摘事項

(ア) 基本協定書で規定されている「半期ごとの業務報告書の提出」がなかったため、事業管理にあたっては常に協定内容に基づいた検証を行い、適正な履行確認をされたい。

また、指定管理料の支払いの遅延、小俣保健センターと同一施設として市が支出し面積按分を行っている警備保障委託などの請求漏れが見受けられたため、適切な事務処理をされたい。

#### 意見

(ア) 業務計画書は 1 月末までに市の承認を得なければならないと規定され、4 月 11 日付で承認されているが、前年度中に承認すべきではないかと思慮するところであるので、検討を望むものである。

### 【イオンディライト株式会社中部支社三重北支店】

#### 指摘事項

(ア) 基本協定書では、本業務に関して専用の口座を開設するとともに指定管理者が実施する他の事業と区分して会計を設け、経理を明確にしなければならないと規定されている。入浴料のみ専用口座を開設していたが、指定管理料の入金と支出事務はイオンディライト株式会社の別口座で管理されていた。また、他の事業と区分して会計を設け、経理を明確にすることについても、区分の不明確なところが見受けられたため、協定書に基づき適正に処理をされたい。

#### 意見

(ア) 利用者数については、事業計画の達成目標でイベント・福祉サービスの取り組みの中で利用者数の増加を図るとして 55,700 人を掲げ鋭意取組まれたところであるが、入浴料金の値上げ、景気の悪化、市内フィットネスクラブとの競合による固定客の流出などにより、48,510 人の利用者数になり対目標比 87.1%の結果となった。

これは、過去の経緯により指定管理者の管理運営に抑止がかかり、積極的な事業展開ができないことに起因するものである。

限られた制約の中で指定管理者の主体性やノウハウを十分活かすことは困難と予想するが、公共的サービスの視野に立ち、市民の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与されるよう期待するものである。

(4) 特定非営利活動法人伊勢河崎まちづくり衆

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢河崎商人館

指定期間：平成18年9月1日から平成21年3月31日まで

指定管理料：11,217,000円以内とする。(指定期間における指定管理料の総額)

〃 : 4,390,000円(平成20年度分)

イ 事業実績について

収支計算書(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支 出		収 入	
商品仕入	1,385,635	入館料	3,966,740
人件費	8,961,370	利用料	5,527,300
物件費	3,775,812	物品売上	1,811,172
諸経費	884,401	事業収入	37,168
事業費	181,963	雑収入	173,078
その他経費	457,800	指定管理料	4,390,000
支出計	15,646,981	収入計	15,905,458
当期収支差額			
正味財産増加額	258,477		
支出合計	15,905,458	収入合計	15,905,458

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成20年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

(ア) 基本協定書で規定されている「専用口座の開設」、「文書の管理に関する規定の作成」、「情報の公開に関し、措置を講ずるための規定の整備」が確認できなかったため、事業管理にあたっては常に協定内容に基づいた検証を行い、適正な履行確認をされたい。

また、業務計画書及び業務計画書を変更しようとするときは、市の承認を得なければならないと規定されているが、承認が確認できなかったため、文書による承認など適正に処理されたい。

- (イ) 業務報告書及び事業報告書は、年度協定書に規定されている様式と相違が見受けられたので整理をされたい。

意見

- (ア) 河崎商人館を訪れる観光客から場所がわかりにくいとの意見が寄せられていることから、市民及び観光客が安心して目的地に向かうために案内標識等の設置について検討されるよう望むものである。

【特定非営利活動法人伊勢河崎まちづくり衆】

指摘事項

- (ア) 基本協定書では、管理業務に関しては専用の口座を開設すると規定されているが、資金管理の事情により専用の口座が開設されていなかったため、協定書に基づき適正に処理をされたい。

意見

- (ア) 業務計画書のその他の計画の危機管理において、「日常の危機管理意識を持ち、あらゆる場面での危機管理を常に考えていく。」と計画されている。実績報告書で防災訓練への協力の確認と、聞き取り調査で防災訓練時に地震の訓練も兼ねて実施していると確認したところであるが、不特定多数の利用者が訪れる国の登録文化財であることから、緊急時対策及び防犯・防災対策に対応した危機管理マニュアルを作成し、災害等の対策に万全を期するよう望むものである。

- (イ) 貸室は講座等の利用が減少し、前年度と比較して 16.1%減少したものの、入館者数については事業計画の数値目標前年比 2%増と比較して 18.6%と大きく目標を上回ったところである。これは、ボランティアの説明員による案内や学生学芸員制度の実施、自主事業の取組みなど、法人の理念と熱意により、事業目的の実現に向けて日々努力をされた成果であると大いに評価するものである。

今後も指定管理者の主体性やノウハウを十分活かし、施設の効用を最大限に発揮されるよう期待するものである。